

D1GP 車両のドライブシャフトループ装着義務化について

標記の件、下記条文に関する詳細を表記します。また、D1 規則付則-C1 の内容を一部改正しましたので、下記の通り公示いたします。

FIA 国際モータースポーツ競技規則 付則 J 項 702-1

ドライブシャフトループは必須である。ドライブシャフトの両端には、360° 包囲のドライブシャフトループがなければならない。各ループは最小で 51mm×6.35mm スチールフラットストラップまたは 1.6mm×22mm 溶接鋼管で構成されなければならない。OEM フロアにしっかりと取り付け、U ジョイントに障害が発生した場合にドライブシャフトをサポートするために、フロントとリアのユニバーサルジョイントから 152mm 以内に配置しなければならない。

変更前

D1 規則 付則-C1 5. パワートレイン

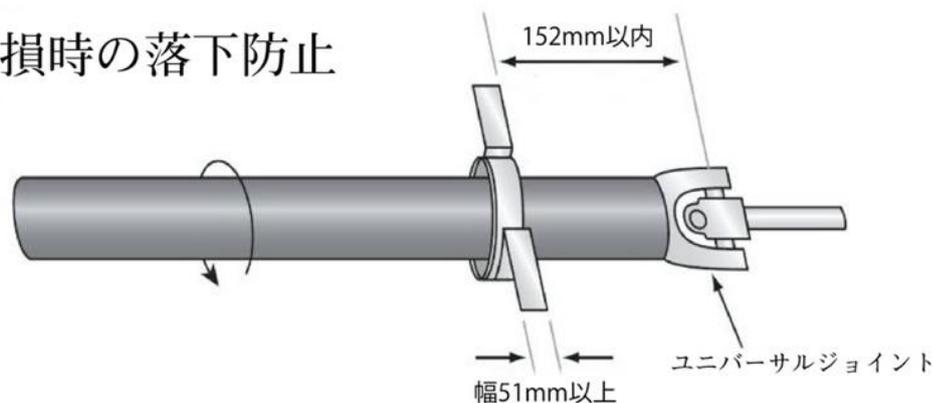
5.4) プロペラシャフトの片側のジョイント部が外れた場合でも、プロペラシャフトと路面が 100 mm以上のクリアランスが 確保される構造でなければならない。

変更後

D1 規則 付則-C1 5. パワートレイン

5.4) 有効なプロペラシャフト・ループの装着を義務付けとする。当該シャフトの両端のユニバーサルジョイントから 152mm 以内にシャフトを 360° 囲うループ構造で、ループは必要最小径でなければならないが 6.35mm 厚 x 51mm 幅以上のスチール製フラットバンドまたは 1.6mm 厚 x 22mm 径以上のスチールパイプで、メインボディフロアに溶接または M8 以上のボルト&ナットで 4 か所以上により、確実に取り付けられていなければならない。

破損時の落下防止



以上